

子どもの権利条約批准 20 年・次世代育成支援計画 10 年 子どもの権利施策調査

子どもの権利条例東京市民フォーラム 2014 年 3 月

項目	東京都	板橋区	江戸川区	江東区	品川区	杉並区
1 教育	スクールカウンセラーを全公立学校に配置、スクールソーシャルワーカー活用事業を 62 地区で実施。いじめ総合対策の実施（新規事業）	・START 事業（学校 緊急対応チーム「S T A R T」；学校の教育活動におけるいじめを含む様々な問題について） ・ブックスタート事業（こんにちは赤ちゃん事業で） ・フィードバック学習	区立小学校 73 校、中学校 33 校 ・生活習慣を身につけるための健康教育、喫煙や薬物に関する教育、性教育は全校で実施。 ・中学校職場体験：中 2 対象に 5 日間全校で実施（協力事業所 1680 カ所）。 ・全小・中学校へのスクールカウンセラーの配置（最低でも週 1 回）。 ・学校サポート教室（学習・教育相談）の配置：目標数 6 室達成。 ・不登校改善対策体験事業：後期計画で登場デイキャンプ（自然体験教室、ボート体験など）メニュー制度の普及・充実：都の登校支援活用事業と統合拡充、学校サポートボランティア活用事業を開始 ・共育プラザ：6 カ所の目標カ所数は変わらないが、中高生の居場所として内容の充実。子育て世代との交流（赤ちゃん体験）、地域との交流（防災クラブ、農園クラブ）のほか、音楽スタジオ、調理室、映像スタジオなどの整備。	「江東区立小中学校の改築・改修に関する基本的な考え方」（2012 年 11 月）に、改築手順として「地域に開かれた学校とするためには、基本設計においてワークショップを開催して、学校関係者、地域と協議して基本計画を作成するなど、地域との協働で学校づくりを行うことが求められている」と記載。学校関係者について子どもが対象となることの記載はないが、2010 年～14 年に行われた小中学校校舎改築に向けたワークショップでは、子どもが意見を述べる機会をつくり、子ども参加を実質化している。 2010 年区立第二亀戸中学校 校舎改築ワークショップ 2012 年区立第二亀戸小学校・幼稚園 校舎改築ワークショップ 2014 年区立第五大島小学校 校舎改築計画ワークショップ予定	CAP を小学校 3 年 5 年で全校実施。中学は 2 年生でモデル実施 2 校開始（2013 年）	・適応指導教室…不登校の小中学生が集団生活を通して社会性を育み、学校生活への復帰ができるよう支援することを目的に開設された。小学生 1 カ所（中央図書館）、中学生 2 カ所・中学生生徒会サミット…「いじめ」をテーマに、自分たちで解決を図る方法を考える。 ・スクールソーシャルワーカー 8 人配置・スクールカウンセラーを各学校に配置。 ・いじめ電話レスキュー…昨年 6 月から、平日の 10 時～17 時に無料電話「0120」を導入して受付している。 ・不登校の児童・生徒対象に、訪問相談員による家庭訪問・在宅支援をおこなっている。2012 年度は小学生 19 名、中学生 13 名に対して、年間延べ 501 回行った。 ・次世代育成基金…小学生名寄、中学生小笠原自然体験交流、子ども国内交流、中学生海外留学（ウイロビー）、交流自治体中学生親善野球大会（台湾、南相馬、名寄）、次世代トップアスリートの育成。来年度からは交流自治体への農業体験、自然体験・部活動活性化モデル事業…顧問教師の多忙や不在で部活動ができない種目についてプロ・セミプロの指導者を 9 校に派遣する 3 年間モデル事業。 ・フレンドシップスクール…中学校進学時の新しい生活・学習環境や交友関係の変化に適切に対応することを目的に、中学校 1 年生を対象に。 ・30 人程度学級を小学校全学年で実施。 ・理科教育への地域サポート。 ・学習支援教員（障がい児対象）の配置。 ・学校図書館司書全小中学校への配置・中学生環境サミットでの意見表明・中高生と赤ちゃんふれあい事業・心と体の悩みに対応する講座と大学生とおしゃべり事業で思春期の不安定な時期をサポート。 ・就学援助・次年度より、子どもたちの教育環境を向上させるため、義務教育において無償の範囲外とされている教材と中学校の修学旅行の私費負担部分の一部について、区独自に公費負担。 ・夏季パワーアップ教室…夏季休業中に全ての中学校で補習授業を実施
2 保育	待機児解消区市町村支援事業（2012 年 4 月定員 212,641 人）前年比 1 万人増	・幼稚園での未就園児の保育 ・病児・病後児保育事業 病児・病後児保育 3ヶ所 病後児保育 1 カ所（2014 年 5 月から） ・ショートステイ／宿泊型・7 時～22 時の日帰り型（0～12 歳） ・トワイライトステイ（2～12 歳、16 時～22 時） ・里親ショートステイ（生後 43 日～2 歳未満） ・定期利用保育事業：独立型 2 カ所 生後 4 カ月～就学前、一時保育一体型 1 歳の保育にかけ健康な子ども板橋区内認可保育所に入所不承諾となった子ども・緊急保育事業（生後 43 日～就学前児童） ・ファミリーサポートセンター事業（生後 43 日～9 歳未満の児童）	区立幼稚園 4 園、私立幼稚園 37 園、区立保育園 41 園、私立保育園 44 園、認証保育所 34 保育ママ 206 人受託児数 386 人、待機児童 282 人（2016 年 2 月時点） ・保育園 定員拡大 目標値 10,130 人 実績 10,212 人 ・延長保育実施保育園 目標値 40 園 実績 45 園、 ・認証保育所には運営助成はしているが、保護者への負担軽減補助なし（23 区で唯一）、 ・夜間・トワイライト保育：目標は 3 カ所（後期に新設定）だが、現状は検討中 ・私立幼稚園保護者負担軽減補助 1 人 26,000 円/月、入園金 80,000 円区立幼稚園が少ないため私立幼稚園に依存・新生児訪問事業 目標 3,500 件 実績 2,791 件 全戸訪問は行っていない。 ・ハローベビー教室 父親の参加率 目標 32.0% 実績 35.47% ・育児ストレス相談 目標 60 回 実績 58 回ほか一時預かり、一時保育、緊急一時保育、病児・病後児保育などは行っている。	○チャイルドステーション：児童センター、保育園、幼稚園で子育ての相談が気軽にでき、交流や情報交換ができるよう妊娠届の際に案内をしている。 ○すくすく赤ちゃん訪問事業：出産後 2 か月までの新支持のいる家庭を保健師が訪問、継続して訪問が必要な家庭には児童センター職員が引き続き訪問してサポートする。 ○児童センターに専門相談員配置、ショートステイ、トワイライトステイ、ファミリーサポート、オアシスルーム：在宅子育ての保護者のリフレッシュや臨時的な就労等に対応するため、一時的に子どもを預かり在宅子育て家庭の軽減を図る。 ○育児支援ヘルパー派遣事業：妊娠時や出産退院後に体調不良などで日常生活に支障があり、他から援助を受けられない家庭に保育士等を派遣し、身の回りの世話や育児の指導を行う。	○チャイルドステーション：児童センター、保育園、幼稚園で子育ての相談が気軽にでき、交流や情報交換ができるよう妊娠届の際に案内をしている。 ○すくすく赤ちゃん訪問事業：出産後 2 か月までの新支持のいる家庭を保健師が訪問、継続して訪問が必要な家庭には児童センター職員が引き続き訪問してサポートする。 ○児童センターに専門相談員配置、ショートステイ、トワイライトステイ、ファミリーサポート、オアシスルーム：在宅子育ての保護者のリフレッシュや臨時的な就労等に対応するため、一時的に子どもを預かり在宅子育て家庭の軽減を図る。 ○育児支援ヘルパー派遣事業：妊娠時や出産退院後に体調不良などで日常生活に支障があり、他から援助を受けられない家庭に保育士等を派遣し、身の回りの世話や育児の指導を行う。	虐待予防 ・ひととき保育…母親のリフレッシュにより子育て不安の解消、ゆとりある子育てを支援 ・つどいの広場…乳幼児親子の交流、育児相談の場。 ・ゆうキッズ…児童館が乳幼児親子のくつろぎの居場所、子育て不安解消、交流の場。 ・グループカウンセリング…子育てに悩んでいる母親たちが集い専門家の助言を受けながら自分のことを語る場
3 福祉・貧困	社会的養護における自立支援の強化。養育家庭への支援	・住宅情報ネットワーク・母子家庭自立支援教育訓練給付金・母子家庭高等技能訓練促進費 ・ひとり親家庭就労支援プログラム策定事業 ・ひとり親家庭休養ホーム・ひとり親家庭医療費助成 ・ひとり親家庭ホームヘルプサービス ・母子生活支援施設 2015 年度 1 カ所建て替え 現在施設数：2 カ所・みなし寡婦制度はまだ導入されていない（区内に対象者は約 500 人と推測される） ・すくすくカード事業・赤ちゃんの駅・子ども医療費助成 中学 3 年生まで ・新生児訪問指導 ・産後うつ対応の充実 ・こんにちは赤ちゃん訪問 ・育児支援ヘルパー派遣事業 出産前 1 カ月から出生後 1 年以内の世帯	・子ども医療費助成（中 3 まで無料）	生活保護世帯の子への学習支援	・来年度から、保護者の経済的負担軽減のため、小学校で使用する教材や中学校修学旅行費用の一部を、所得水準に関わりなく区が負担する。 ・都の生活保護世帯の中 3 生の塾代助成に区からも助成金を上乗せ。 ・保育対応型児童発達支援事業所の設置…医療的ケアが必要な重症心身障害児等の保護者が、就労しながら安心して子育てができるよう、長時間の預かりと発達に必要な療育を行う。 ・在宅重症心身障害児レスパイト訪問看護医療…家族にかわって、訪問看護師が一定時間介護を代替えることで、家族の休養を図る ・ひとり親家庭相談の充実…父子家庭を含め、悩み相談対応。 ・ひとり親家庭へのホームヘルパー派遣（食事・育児） ・児童虐待対策（セーフティネット） ・要支援家庭に対して、見守りサポートと訪問事業及びヘルパー派遣や専門相談員派遣事業。 ・ゆうライン…18 歳までの子ども、子育て中の保護者対象の総合電話相談。受付…月～土曜日 9 時～19 時	
4 保健・食	・離乳食訪問お助け隊	・乳幼児健康診査・相談 目標値 11,000 件 実績 14,409 件 ・保護者・園児への食の教育推進 目標値 10 回 実績 28 回保育園などでの「しっかり食べよう朝ごはん」などのテーマでの食教育		給食を知ろう事業：保育園で離乳食・幼児食のポイントや給食の実演をまじえた講習会で紹介する	・すこやか赤ちゃん訪問とそれに伴う地域見守り…赤ちゃんの健康状態や生活状況の把握、産後うつ予防、相談。未面会家庭を対象に、乳児が住んでいるかを外観から観察。 ・あそびのグループ事業…発達に偏りが疑われる幼児の早期発見と保護者への助言。 ・母と子の食育推進事業・抵抗力の低い小児への給食施設についての重点的監視指導。 ・学校給食のアレルギー対応、放射能検査 ・一般医療機関 2 院に平日の夜間、休日の小児初期救急診療枠を確保。 ・中学生までの医療費無料	

項目	東京都	板橋区	江戸川区	江東区	品川区	杉並区
5 放課後	放課後子ども教室を1187カ所で実施（補助率2/3）	・2009年に全児童対策として学童クラブと放課後子ども教室を一体的に運営する板橋区版放課後対策事業「あいキッズ」を始め、2014年度からは新たに全学童クラブを廃止し「新あいキッズ」事業を11校で始め、2015年度は全校（53校）実施の予定・児童館の統廃合することで数を減らし、また未就学児を中心とする方向の計画が進められ、2014年度発表が予定されている。	・学童クラブを内包した全児童対策「すくすくスクール」の全小学校実施。すくすくスクールの実施 ・学童登録児童の補食、今年度より廃止（復活の要望・陳情が出されている。）		すまいるスクール：放課後全児童対策。障がい児の日中一時預かり事業2カ所	・障がい児の放課後の居場所（放課後デイ） ・放課後子ども教室、学童クラブ
6 居場所・遊び		・板橋区は小学生の放課後の居場所は「新・あいキッズ」という方向性を出しており、児童館でも小学生以上の子どもたちは、以前のようなボールを使った遊びなどはできなくなる見通し。・板橋区内の公園は、ほとんどの公園がボール遊びを禁止されています。 ・板橋区内には、青少年の専用の児童館はありませんが、既存施設2つを利用して、青少年センター（仮称）の計画が立ち上がりました。しかし、課題は多い状態です。・在宅で乳幼児を子育てしている親子の居場所として、乳幼児専用ルーム「すくすくサロン」（児童館内にて） ・在宅で乳幼児を子育てしている親子の居場所として、親子交流サロン「0・1・2ひろば」 ・「森のサロン」 大学との協働による地域子育て支援拠点事業 1カ所・児童館子育てサポート（小1～小4年生）あり方を検討している。 ・いきいき寺子屋プラン事業 土・日の子どもの居場所事業	・子育てひろば事業 目標17カ所 実績20カ所のうち民間はNPO1カ所のみ ・区立幼稚園での、親子ひろば事業 現在4カ所（区立幼稚園は今後閉園の方向2018年には1園になる予定） ・家庭保育をしている人が区立保育園の行事に参加したり遊んだりするための「子ども安心パスポート事業」のパスポート配布 目標2,000部配布 実績861部	プレーパーク（冒険遊び場）2010年（平成22）年度江東区協働事業提案制度で、プレーパーク（冒険遊び場）が採択され、2011年度1年間、協働事業として実施	子ども冒険広場：既存の公園を改修。 ティーンズプラザ：中学生対応児童センターとして開館時間を延長。 サンデー子育てサポート：日曜・祝日に児童センターを開館しお父さんが参加できるよう親子で参加できるイベントを開催	・児童館41館ある。施設再編整備計画により、児童館という「建物」はなくなり、機能（学童、放課後の居場所、子育て家庭の交流の場）はそれぞれ確保される予定。課題は、学校に行けない子どもの居場所の確保と対応する専門の職員の配置。 ・児童青少年センター（ゆう杉並）に加え、2つ目の児童青少年センターづくりの検討が始まった。
7 子ども参加		・「子ども議会」は課題として認識されているが、まだ実施する見通しはない。	・共有プラザ（6カ所） 中高生が自分たちで企画運営するイベント開催	上記「教育」参照：学校校舎改築・改修にあたり、基本設計から、アンケートでの意見表明やワークショップへの子ども参加を実施	子どものアイデアを取り入れた公園（3カ所）。 ジュニア・リーダー教室：小学4年生から高校3年生までの児童・生徒を対象に異年齢集団の中で様々な体験学習活動を行う。 ジュニアリーダーボランティア派遣：青少年対策地区委員会で行う野外活動行事において、ジュニア・リーダー中高生コース（中学2年生～高校3年生）の希望者を地区委員会行事に派遣する事業です。	・中学生生徒会サミット、中学生環境サミットでプレゼン。 ・基本構想への子どもの参加…「こんな杉並に住みたい」絵画展と作文。 ・児童青少年センター（ゆう杉並）での運営委員会への参加。 ・ユースプロジェクト（中学生～18歳）が青少年施策に関する意見・提案を区に伝える。
8 権利擁護・救済	子ども家庭総合センター整備、児童相談所の体制強化。	・子どもなんでも相談事業	特になし	○「児童虐待防止のための気づき・対応・連携マニュアル」（かかりつけ医・地域医療機関用）：児童虐待から子どもを守り、こどもの成長・発達が保障されるように見守っていくことは、地域の大きな役割であるとし、江東区と江東区医師会、東京都深川歯科医師会、東京都東歯科医師会が協力して作成 ○児童虐待ホットライン：2006年度開設された南砂子ども家庭支援センターでは、児童虐待の疑いや恐れがある場合のホットライン（専用電話）や相談窓口の機能を備え、区内全域を対象とし、専門の職員が対応し、子育て支援課要保護支援担当とともに児童虐待防止に取り組む ○児童虐待対応事業：法改正により、2005年4月から区が児童虐待相談の一義的な窓口と位置付けられ、児童虐待防止にあたる。2007年3月に江東区要保護児童対策地域協議会を設置し、関連機関の連携・協力を推進、児童虐待防止対策の強化を図る。 ○こどもショートステイ事業：2009年より、核家族やひとり親世帯の子育ての負担軽減を目的として、保護者等が病気・出産等で子どもを養育できない時に、短期間、宿泊を伴って子どもを預かる。 ○養育支援訪問事業：2010年より、養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、居宅訪問により指導、助言を実施。 ○子育てスタート支援事業：2011年より、出産後の児童虐待のハイリスク家庭（若年、望まない妊娠、精神的な疾患、援助者がいないなど）の母子を対象に、区内助産院で、短期間の宿泊または通所による母体回復及び育児指導等を実施。 ○児童家庭支援士訪問事業：2011年より、要保護児童の家庭に、児童の健全育成と自立支援を目的とし、安定的・継続的にボランティア（区独自の養成講習終了者）である家庭支援士を派遣。	CAP、いじめ防止プログラム・スクールバディプログラム（NPO 湘南 DV サポート）。子ども家庭支援センターに専門相談員配置。しながわ見守りホットライン（児童虐待・DV、24時間受け付けダイヤル）。家庭あんしんセンターでインターネット24時間相談受付。子ども家庭支援センター内にフラットと広場。スクールカウンセラー。ソーシャルスクールカウンセラー。目安箱：公立全学校に設置し、いじめ被害、いじめに関する情報を収集、早期対応を図る。アイシグナル：携帯電話・スマートフォン・パソコンからアクセスできるいじめ早期発見支援システム。いじめ対策品川学校支援チームの専用電話開設	
9 条例		・子どもの権利条例は未制定。	・なし			
10 その他、特記事項			2015年4月に事業見直しにより、216事業で廃止 ・一部自己負担導入が図られたことでの影響有。 ・学校給食費補助に関しては、小・中学校約34000人対象に1人1100～1500円/月の助成をしていたが、今年度より廃止			

項目	世田谷区	豊島区	中野区	目黒区	稲城市	狛江市
1 教育	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援教育：就学支援シートや就学支援ファイルを導入し、就学前機関等から小学校への円滑な引き継ぎを図る。また、補充指導の非常勤講師や学校支援員の配置など人の配置による支援の充実に取り組んだ。 いじめ、不登校対策：児童・生徒の居場所として2つの「ほっとスクール」の運営、不登校児童・生徒の家庭に大学生を派遣する「メンタルフレンド」の実施、全小中学校に区独自のスクールカウンセラーの配置、5カ所の教育相談室の設置、スクールソーシャルワーカー（現在1人、来年度より3人）の配置、不登校相談窓口の設置、2009年5月に「世田谷区における不登校対策のあり方について」をまとめる 耐震化：2009年度に全区立学校の耐震化完了 今年3月に策定される予定の「第2次世田谷区教育ビジョン」に、教育目標として「人権尊重の精神を基調とし、すべての教育活動を通して人権教育を推進する」ことが掲げられた。また、インクルーシブ教育システムの検討と検討を踏まえた取組みが実施される予定。 	<ul style="list-style-type: none"> いじめを事前に防ぐためハイパーQUテストの実施 外国人の子どもへの支援拡大 	特別支援教育、発達相談・支援の充実に実など	2018～「いじめ問題を考えるつどい」全小・中学校で実施。	<ul style="list-style-type: none"> ○教育センターが2013年に複合施設ふれんど平尾の3・4階に移転しリニューアル。同施設4階に稲城市発達支援センター「レスポ-いなぎ」が開設し、発達に不安のある方の就学前相談も行っているため、教育と福祉の連携がより効果的に発揮できるようになった。 ・特別支援教育の拠点「就学相談室」では稲城市発達支援センターと連携・協力。特別な支援を必要とする児童生徒や保護者、担任からの相談を受ける。入級、転学、転籍をはじめ、通常学級への巡回相談や助言。学級経営、教科経営の支援等を行っている。 ・教育相談は週2日とこれまでの中央教育相談室で週3日開室。 ・学級経営支援では、学級経営・教員研修等の相談・支援。研究資料・視聴覚教材の閲覧が可能になった。 ○教育委員会に特別支援教育センターコーディネーター2人（臨床心理士）。特別支援教育スーパーバイザー2人（特別支援教育の専門家）を配置し、就学前は保育園・幼稚園へ、就学後は各学校へ巡回しながら指導・助言。児童生徒の発達相談や希望があれば発達検査も行う。 ○特別支援指導補助員を全小中学校に1人配置（ただし若葉台小学校は教育補助員を各学年1人配置しているので除く） ○副籍制度における直接的な交流としては、学習発表等の学校行事への参加や教科等の授業への参加。ただし保護者の付き添いが必要。 ○全小中学校にスクールカウンセラーを配置（週1回8時間勤務） ○学校図書館活性化推進員の拡充（小学11校中8校、中学6校中3校） ○適応指導教室「梨の実ルーム」では、2013年度から教育相談所のカウンセラーが週2日出向いて子どもたちの様子を見ている。2013年度、長期欠席生徒のための進路説明会を開催。不登校及び不登校傾向を積極的に受け入れている高校等の先生を招き、情報提供と個別相談を実施した。 ○フリースクールも登校日扱いとする。 ○ESD(持続発展教育)の実施。全校ユネスコスクール申請中。 	<ul style="list-style-type: none"> ◇相談窓口の整備：市教育研究所に8名の専門教育相談員を配置、臨床心理士による相談のほか、言語聴覚士による発達・ことばの相談の受け付け。各小学校へ市専門教育相談員を原則週2日派遣するほか、全小・中学校へ週1日ずつ都スクールカウンセラーを配置、相談機能の充実を図る。 ◇子どもの権利条約の普及啓発：毎年、市立小・中学校の教員に人権教育研修を悉皆で実施。各学校では自校の実態に応じた人権教育全体計画・年間指導計画を作成、都人権教育プログラム等を活用して意図的・計画的な人権教育を推進。都人権教育プログラムに示された「女性」「子供」など10の人権課題のほか、「子どもの権利条約の普及啓発」にも力を入れていく必要があると認識。 ◇スクールソーシャルワーカーの活動推進：学校を中心として、問題を抱えている児童・生徒本人のおかれている状況やニーズを把握し、それに基づき人間関係の構築や調整、関係機関との交渉、仲介、ネットワークづくりなどを行い、これらを通して問題解決への取組を行うスクールソーシャルワーカーを市教育研究所に配置。2013年度までは年間140日の勤務日数でしたが、2014年度は年間185日へ増加予定。 ◇特別支援教育の推進：市では、2012年度より東京都教育委員会の委託を受け、「東京都特別支援教室モデル事業」を実施している。特別支援学級通級指導学級のなかった小学校にも特別支援教室を設置し、従来までは通級指導学級へ子供が通って指導を受けていたものを特別支援教室へ教員が巡回し、当該児童への指導を行う方式に変更し、在籍学級を離れるが短縮された、巡回する特別支援学級担任と在籍学級担任の連携が今まで以上に密に行える、などのメリットがある。援教室開始終了判定システムの構築・運用や全教員の特別支援教育に関わる資質向上などが今後の課題。 ◇障がい児、不登校の学びの保障：不登校児童・生徒に対しましては、学校教職員と各児童・生徒及びその保護者との連携を中心に、各学校の都又は市スクールカウンセラーとの面談、市教育研究所教育相談室での相談・面談などを行っているほか、市適応指導教室であるゆうゆう教室への通級による個別指導、教科指導等も行っている。今後さらに、教育部として、民間のフリースクール等関係機関との連携の在り方について検討。障がい児や不登校の児童・生徒に対する学びの保障をしていくためには、各教員一人一人の指導力、資質向上がきわめて重要。
2 保育	<ul style="list-style-type: none"> ・2009年度実績の保育実績を起点に、認可保育園、認証保育所など保育施設の定員14,140人を次世代育成支援計画終了年を1年前倒しし、達成するとともに、0歳児ほっとステイモデル事業の実施1カ所（2012年4月より）、赤ちゃんショートステイ事業の実施（2012年10月より）など、多様な保育の整備に取り組んだ。 ・来年度より幼児教育センターの設置検討：幼児教育の研修・研究や相談対応等を担う「幼児教育センター」の設置に向けて、その機能のあり方等についての検討を進め、早期の実現を図る。 ・区立幼稚園の用途転換：2016年度より随時、認定こども園に移行（一部区立） 	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模保育を活用し、待機児童対策解消をはかっている ・東西の子ども家庭支援センターにおいて、子育ての不安解消をはかる 	子ども家庭支援センター「ほ・ねっと・めぐろ」…ひろば、総合相談、子ども虐待通報窓口、子育て支援事業（産前・産後ヘルパー派遣、子どもショートステイ、ファミリーサポート、めぐろ子ども子育てネット）	子ども家庭支援センター事業（あそびの広場事業、出張あそびの広場、公立保育園への巡回相談、ペアレントトレーニング講座、育児支援ヘルパー派遣、子ども家庭支援センターホームページの開設、メール相談を開始している。2015年4月に民営化オープンする保育園・学童クラブ・児童館の複合施設内に子ども家庭支援センター相談窓口機能を新設予定。）○「出張あそびの広場」は子ども家庭支援センターの保育士2名が5カ所の児童館等に基本月2回、10時～11時半に向向き、子育て中の親子が孤立しないよう居場所の提供や育児相談を受けている。○「出張あそびの広場おひさま」は市内3保育園の子育てひろばのスタッフが持ち回りでiプラザに13時半～15時、月2回外向いて実施している。○子育てひろば事業の充実（私立認可保育園5園で地域の就学前児童や保護者を対象に育児相談や園庭開放等を実施）○一時預かり事業の拡充（認可保育園5園で実施）○子ども緊急ショートステイ事業の定員拡充（定員2名、1歳6カ月～小学6年生）○ファミリー・サポート・センター事業の利用件数の増○全認可保育所13カ所で園児以外の児童を対象とした「地域活動事業」を実施○区画整理区域内に認可保育園1園開園予定（2015年4月）○認可保育園の建替え及び増改築による定員増で待機児童の解消を図っている。○認証保育所の拡充（7カ所）で待機児童の解消を図った。○認証保育所の利用者利用料補助の拡充（月額2万円）○2014年度、全認証保育所の福祉サービス第三者評価を実施する。○認定こども園1カ所実施。（親子の集いの広場、子育て相談の実施）○認定こども園利用者利用料補助の拡充（3歳未満児月額2万円。3～5歳児は月額16,000円で「就園奨励費補助金」「保護者負担軽減補助金」の対象となるが、所得制限有）○家庭福祉員の拡充（4名）、及びそれぞれの連携保育所を整備（3園）し近隣の家庭福祉員がお休みの場合に代わって預かる。○家庭福祉員利用者利用料補助（利用料月額43,000円に対して、助成基準額表の階層区分は認可保育所運営費徴収金基準額表に準ずる。）○延長保育事業の充実（12園が19時まで。1園が20時まで）○市立病院に勤務する医師・看護師等のための院内保育室の設置。○病児・病後児保育事業の拡充（病後児保育室1カ所、満4カ月～就学前まで。病児・病後児保育室1カ所、満4カ月～小学3年生まで）○年末保育事業（認可保育所1園で実施）○休日・夜間保育の実施（認証保育所1園で休日保育及び平日・土曜日は夜間22時まで）○障害児保育巡回訪問（全認可保育所で実施。臨床心理士による巡回相談）○子育てサポーター事業の拡充（子育てサポーター養成講座修了者が各児童館等で月1回程度、親子との遊びや育児相談、話し相手として活動。子育て親子の出会いの場の提供）	<ul style="list-style-type: none"> ◇公立保育園の民営化：保育需要への適切な対応や多様な保育サービスの提供と効率的な財政運営の両立を図り、児童福祉の総合的な増進を図ることを目的。狛江市立保育園民営化の指針として、宮前保育園、和泉保育園の民営化を行い、他の4園については、公立保育園の役割のあり方、子ども・子育て支援新制度の動向、民営化移行後の2園の検証・評価などを総合的に見極めたうえで検討、検証委員会は2園の民営化後、適切な時期に設置する。 ◇自主保育：保育形態の一つに家族同士で協力して預けあう自主保育があり、市では子育てサイトでご紹介している。子育てガイドブックなどにも掲載いたしまして広く周知していき、連携を図っていただけるか話し合う。 ◇0,1,2才児の保育ニーズに対応できる家庭福祉員の拡充 	
3 福祉・貧困	<ul style="list-style-type: none"> ・かるがもスタディールーム：ひとり親家庭の小中学生を対象に、社会人や大学生のボランティアが無料で学習会を行う。月2回、区内2カ所。 ・受験生チャレンジ支援貸付事業：中学3年生、高校3年生とそれに準ずる方を養育している方に、学習塾などの受講料や高校、大学等の受験料を無利子で貸付する。 	・コミュニティソーシャルワーカーを地域に配置し、福祉へつないでいる	子どもの医療費(中学生まで)など	すくすくのびのび園…1歳～就学前の幼児対象。心身の発達の遅れがでている、又予想される幼児。	<ul style="list-style-type: none"> ○いなぎこども発達支援センター（2006年～）療育相談事業（18歳未満）と療育体験事業（小学生まで）は市の委託事業。法人の事業として児童発達支援事業、児童等デイサービス、育ちの相談事業を行っている。○いなぎ発達支援センターの開設（2013年○放課後等デイサービス○障がい者虐待防止法の施行に伴う緊急一時保護措置○ヘルプカード事業○乳幼児医療費助成事業（自己負担分の助成、所得制限なし）○義務教育就学时医療費助成制度（通院1回200円自己負担を除き助成する。所得制限有）○受験生チャレンジ支援貸付事業（社協委託。中学3年生、高校3年生に上限20万円。頑張っていたり合格したら償還免除する。低所得者向け）○ひとり親ホームヘルプサービス事業○ひとり親家庭児童入学援助金○ひとり親家庭自立支援給付金○生活保護法外援護事業：2012年度から自立促進経費の次世代育成支援プログラム：通塾費用の支給。小学4年～中学3年生。中学3年生は上限15万円、その他は10万円 	<ul style="list-style-type: none"> ◇子どもの学習支援：子ども時代の貧困格差は教育、学習等の機会の格差となり、大人になってからの貧困に繋がってしまい、負の連鎖となる恐れもある。特にひとり親家庭の貧困率は諸外国と比較して相当高い。生活支援課が生活保護業務の中で、親御さんの支援、学習支援等子どもの支援も行っている。次世代を担う子どもたちがすこやかに成長し、子どもの権利が侵害されることがないように、関係部署と連携して支援する。2011年度末に生活保護受給者の児童・生徒を対象とした学力向上・進学支援プログラムを作り、2012年度は9名、2013年度は14名の方が利用。この学力向上・進学支援プログラムは、生活保護世帯における小学4年生から中学3年生までの児童・生徒を対象に、学習塾または不登校・引きこもり児童・生徒が通うフリースクールへの通塾にかかる費用の一部を支援しており、生活保護の負の連鎖を防止する一助として実施。
4 保健・食	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども医療費助成：0歳から15歳に達した日以後最初の年度末（3月31日）まで ・保育園や小中学校の給食の放射能測定・給食の食材の産地公開 	こんにちは赤ちゃん事業（4カ月児までに全戸訪問）、歯と口腔の健康づくり推進計画	新生児訪問をふくむ乳児家庭全戸訪問。（産後アンケートも実施）2012.6.30「学校における食育指針」制定	<ul style="list-style-type: none"> ○母親学級・両親学級（土曜日開催）○妊婦訪問指導（若年及び高齢出産予定の希望者対象）○妊婦健康診査（14回健診）○妊婦歯科健康診査（年10回実施）○新生児訪問指導○乳幼児経過観察・発達健康診査（月1～2回実施）○母子健康相談（月1回）○育児学級事業（きらきら学級、子育てグループ）○ベビーマッサージ教室（公民館3館で実施）○子育て力向上支援事業（ペアレントトレーニング講座の実施）○離乳食調理講習会（月1回開催）○母親学級（情報提供）、乳幼児健康診査（ミニ講座、リーフレットやしおりの配布）、保育所（調理保育や農業体験）、学校（食育授業）での食育指導を実施○児童館「料理教室」年3～6回、公民館「親子料理教室」を実施○2009～13年度の5カ年の稲城市食育推進計画を策定。各学校に食育リーダー（担当教諭）を決め、食育全体計画と年間指導計画を策定。 	<ul style="list-style-type: none"> 子育て支援としては、母親の孤立を防ぎ父親の子育て参加を促すため、父親学級と兼ねたママパパ学級を開催。保健事業としては、妊娠届けをはじめとした各種情報を確認し、支援が必要な家庭の把握に努めるとともに、訪問や相談事業を実施。また、乳幼児の健康診査では、未受診者への個別連絡などにより、全件の状況把握に努めている。食育としては、年々離乳食教室の充実を図るとともに、世代間交流事業や料理教室、講習会を開催し、食や健康への関心を醸成している。 	

項目	世田谷区	豊島区	中野区	目黒区	稲城市	狛江市
5 放課後	<ul style="list-style-type: none"> 放課後児童健全育成事業について、次世代育成支援計画の目標事業量の達成、児童館の中学生専用利用の促進を図るとともに、開館時間の延長に取り組んだ。 「新BOP事業」：区立小学校全64校内で実施。放課後の自由な遊び場である「BOP」と、放課後に児童の保護・育成を行う「新BOP学童クラブ」(18:15まで)を一体的に運営している。 	小学校施設を活用した子どもスキップを全校拡大	キッズ・プラザ(全児童対応)の推進	学童クラブ、放課後フリークラブ(ランドセルひろば、こども教室)	<ul style="list-style-type: none"> ○民設民営学童クラブの開設で待機児童の解消を図る。 ○放課後子ども教室・2014年度は小学校11校中8校で試行。但し1校を除いては対象を小学3年生までとする。 ○2014年度から民営化する学童クラブでは延長保育の実施を実施(19時まで) ○2014年度から民営化する児童館では開館時間を延長予定。 	
6 居場所・遊び	<ul style="list-style-type: none"> ・中学生世代が施設の運営の企画に主体的に関わるとともに、希薄化した地域(商店街や町会など)との関係性を深める活動を重視した、中学生専用の活動応援施設を、モデル事業として実施。 ・2014年度からは、区内3カ所に青少年交流センターを位置付け、児童館5カ所で中学生世代の居場所としての取組みが進む予定。 ・プレーパーク事業：区内4カ所のプレーパーク、多摩川河川敷のきぬたまあそび村、区内の公園を巡るプレーリヤカー事業を実施。 	プレーパーク事業継続		中央町児童館9時～20時開館。18時以降は中学生の居場所	<ul style="list-style-type: none"> ○「中学生の居場所・FF」(地域市民活動団体FFネットワークが運営。城山文化センターで毎週水曜日5時～8時。ロビーにある喫茶の終了後に場所を借用。その他会議室での学習支援(基礎学習・定期考査前学習)、英検二次面接練習、食育イベント。併設する児童館のプレイルームを借用して軽スポーツを楽しんでいる。) ○稲城ふれあいの森(地権者の好意により毎年の小学5年生の宿泊体験(キャンプ)や市民への開放として借用してきたが、2013年度稲城市に権利2分の1譲渡を受けたことによって、特別緑地保全地区に指定) ○スケートパーク(稲城北緑地公園内)スケートボード、BMX、インラインゲーム ○城山体験学習館(城山公園内にあり、中央図書館併設をいかしたイベント) ○上谷戸緑地体験学習館(畑や水車小屋があり、農業やそば打ち体験、ホタル観賞会など) ○上谷戸ホテルの里 ○iプラザの子どもエリア(プレイルーム) ○総合体育館のちびっこプレイルーム ○2014年度から民営化する児童館では開館時間を延長し中学生の居場所を確保していく。 ○不登校の児童生徒の居場所として機能するよう、児童館、図書館、体育館等と学校・教育委員会が連携していく。 	中学生の居場所については、岩戸児童センター・和泉児童館で中学生を対象としたプログラムを用意し部活動などに入っていない子どもたちの居場所づくりに取り組んでいる。
7 子ども参加	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども青少年問題協議会の専門部会に中学生世代が子ども施策への提言や地域のネットワーク作り活動を行う「ユースミーティングせたがや」を設置し、中学生世代アンケートの実施、中学生の居場所づくりの提言など、当事者である子どもの参加参画の機会と場作りを進めてきた。 ・世田谷区基本構想策定過程において、中学生世代と区長との意見交換会の実施 	中学生センター(ジャンプ)運営への参加		子ども条例制定時の子ども会議設置、児童館での計画設定時の子ども会議、いじめ問題を考えるつどいでの子ども司会での討議	<ul style="list-style-type: none"> ○ジュニアワーカーセミナーの充実 ○稲城フェスティバル(毎年8月開催。米軍多摩レクリエーションサービス補助施設内。若者のバンドが多数出演) 	<ul style="list-style-type: none"> ◇中学生フェスティバル、青少年会議、子ども議会：子どもの権利に基づいた主体的な活動を支援するため、中学生フェスティバル・中学生を対象とした青少年会議・小学6年生を対象とした子ども議会を開催している。中学生フェスティバルは、企画から開催までを中学生が積極的に発表できる場所の確保や活動について、青少年委員等がサポートして実施している。青少年会議は、中学生を対象に青少年自身の意志や意欲を尊重し、自主的・主体的な活動を促進するため、その意見表明の場として実施した。子ども議会は小学生を対象に、教育委員会と連携して調整しながら実施している。子どもの学ぶ機会を確保するとともに、この経験を連携して行政への関心を高めてもらうことも目的としている。
8 権利擁護・救済	<ul style="list-style-type: none"> 声をおげにくい子どもの救済と問題解決に向けた子どもの権利擁護の新たな仕組みづくりの検討が2011年度より開始された。これまでに、区立小・中学校児童・生徒へのアンケート調査やパブリックコメント、区民意見募集を実施するとともに、外部の有識者・関係機関を含めたアドバイザー会議での検討を経て、2013年7月に、専門的かつ独立性のある、子どもの権利擁護機関「せたホッと」を開設した。 	子どもの権利擁護委員相談事業		権利擁護委員制度、救済制度を目黒区子ども条例に沿って運用。	<ul style="list-style-type: none"> ○各学校にいじめ防止基本方針を策定し、生活指導部会の中にいじめ防止の組織を編成した。 ○学校アドボカシー制度 ○稲城市人権教育研修会を年1回開催(全教職員対象) ○東京都人権教育プログラムを全校の校内研修を年度始めや学期始めに随時開催 ○2015年4月に民営化オープンする保育園・学童クラブ・児童館の複合施設内に子ども家庭支援センター相談窓口機能を新設予定。子どもが相談しやすいようキッズルームの整備を図る。子どもたちへの周知を工夫する。 ○2012・13年度第三小学校が人権尊重教育推進校 ○2013年6月17日「発達にかたよりやおくれのある人への関わり方について」 ○2013年8月19日「学校教育と発達障がい児」稲城市民・職員研修・保育士向け研修 ○2013年11月15日「発達につまづきのある子どもと療育～合理的配慮について～」 	<ul style="list-style-type: none"> ◇チャイルドライン、児童虐待防止マニュアル策定、「SOSカード」の配布：児童青少年課では、子どものいのちや暮らしを守るための相談・カウンセリングの支援として、こまめチャイルドラインに対し、子ども電話相談運営費の助成を行うとともに、運営支援としてエコルマホール会議室やあいどびセンターボランティア室等の場の確保を行っている。子ども家庭支援センター及び子育て支援課では、2006年に子どもとその家庭を総合的に推進することを目的とした「狛江市子ども家庭支援ネットワーク会議」を設置し、関係機関と連携しながら、児童虐待の未然防止、早期発見及びその支援に努めてきた。あわせて、関係機関との連携を強化するため、また円滑な支援を実施していくため、2007年に児童虐待防止マニュアルを策定し、必要に応じて改訂を行ってきた。また、悩みを抱えた子どもたちがいつでも、気軽に相談できるように相談先を記載した「SOSカード」を2007年から、市内小・中学生に配布している。
9 条例	<ul style="list-style-type: none"> ・2001年12月10日子ども条例策定 ・2012年区議会第4回定例会において、子ども自身の声を受け止め、子どもの権利侵害に関する救済と問題解決のため公正・中立で独立性と専門性のある第三者からなる子どもの権利擁護機関を2013年度に設置することについて、子ども条例の改正が可決された。(2013年4月条例施行) 	豊島区子どもの権利に関する条例(2006年3月制定)		2005年目黒区子ども条例制定		子どもの権利に関する条例については、次世代育成支援行動計画に記載はなく、現段階では条例の検討には至っていない。引き続き、研究していく。
10 その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> 若者施策 ・今年度より若者支援担当課の設置 ・「若者総合支援センター」の開設(来年度)：若者の抱える悩みを受け止め、気軽に集い語ることの出来る居場所と相談。自殺予防対策も行う。若者サポートステーションや若者就労支援センターとの連携。 ・成人期の発達障害者支援(「みつけば」)：2015年度3月より、成人発達障害者への支援を目的とする施設を整備。相談や居場所の提供、就労支援、生活訓練などを行う。 ・生活困窮者の自立支援 		中野区の次世代育成支援行動計画の中では、「一人ひとりの子どもの幸せを最優先に考えます。」という取り組みの視点を掲げており、子どもや家庭の視点により利用のしやすい施策展開、子どもの視点から適切であるか点検し、子どもの権利条約を踏まえた取り組みを推進しています。			<ul style="list-style-type: none"> ◇市民協働による常設プレーパーク作りの取り組み：2012年度は、常設プレーパークの実現可能性について調査・研究することを目的に、市民団体であるプレーパークをつくる会と協働で年間延べ18日プレーパークを開催。2013年度は、プレーパークの周知などを目的に年間26日プレーパークを開催するとともに、昨年10月に、設置準備委員会を立ち上げ、2015年度中の常設に向けて準備を進めている。今年度は、月1回の委員会で市民を始めとした各委員と狛江市のプレーパークが目指すもの、常設場所、管理棟の位置などを検討してきた。来年度も、建物の許可・確認申請などにかかる課題を解決しながら、常設場所や建物の位置などを委員会としてとりまとめていく。

項目	調布市	日野市	昭島市	清瀬市	国立市	小金井市
1 教育	<ul style="list-style-type: none"> ○小学校少人数指導 ○メンタルフレンド制度 ○スクールサポーター配置 ○不登校児童・生徒の保護者対象情報交換会 ○教育相談所のソーシャルワーカー（1名）・スクールソーシャルワーカー（2名）（2014年度から一本化し、スクールソーシャルワーカー3名週4日体制に） 		<ul style="list-style-type: none"> ・権利条約第23条・第28条・第29条・関連・特別支援教育（学校教育法に基づく義務教育）、通級指導学級の運用・整備を実施しています。各学校への巡回相談等を実施しています。また、特別な支援を要する児童・生徒との交流教育事業などを行っています。 ・就学前の教育や保健についての相談を受けています。また、必要に応じて就学支援シートを活用し、保護者、学校等の連携を図っております。 ・進路、いじめ、不登校等に関する相談事業、スクールカウンセリング等を実施しています。 ・その他、児童生徒の心身の発達に資するよう、外国語指導補助員の派遣、体験学習、国内交流事業、読書活動の推進、第三者による学校評価等を実施しています。 ・幼稚園教育では、家庭に対して経済的な支援を実施し、良質な教育を受けられるよう配慮しています。なお、幼稚園児は約1200人です。 	<ul style="list-style-type: none"> 学習サポーター、 介助員、 発達支援・交流センター、 日本語学習支援 	<ul style="list-style-type: none"> 通級指導教室の増設（2中・7小）。 インクルーシブ教育システム構築モデル事業（文科省「スクールクラスター地域指定」）。 スクールソーシャルワーカー派遣事業（2小内に学校支援センター設置）。 特別支援教育アドバイザーと特別支援教育指導員の配置（2014年度）。 発達支援室の設置（就学児童前の通所事業）。 いじめ防止プログラム（2014年度全中学校実施）。 自立に課題を抱える若者への社会参加支援事業（文科省の「公民館等を中心とした社会教育活性化支援プログラム。2014年度実施）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校で子どもの権利条例のリーフレットの配布 ・いじめ・不登校対策としてのスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの導入 ・小中学校で人権に関する学習を進めている ・適応指導教室運営事業（もくせい教室）の実施
2 保育	<ul style="list-style-type: none"> ○認可保育園誘致 ○認証保育所誘致 ○保育所増改築による定員拡大 ○一時保育施設の拡充 		<ul style="list-style-type: none"> ・権利条約第18条により法定保護者は児童の養育に責任があるとされていますが、本市では、その支援として各種の施策を講じています。 ・市内認可保育所20園の他、約2600人の在園児を日々保育しています。 ・延長保育、一時預かり、病後児保育、休日保育等を実施して、同条第3項に定める「適当な措置」を実施しております。 ・保育所の待機児童は、認可保育所や認定こども園の開設に着手し、その解消を図っていきます。 	<ul style="list-style-type: none"> 一時保育、 ショートステイ、 トワイライトステイ 	<ul style="list-style-type: none"> 保育園一園増（国立あおitori保育園）、 延長保育事業（12園で実施）。 病後児保育（1園・定員6名）。 ファミリーサポート事業（1か所）。 一時保育事業（2か所）。 家庭福祉員と保育所との連携事業（2014年度～）。 ブックスタート事業（2014年度～） 	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待などの相談先として、子ども家庭支援センター周知のためのカードを配布 ・親子遊びひろば
3 福祉・貧困	<ul style="list-style-type: none"> ○新生児訪問指導（拡充） ○産前・産後支援ヘルパー派遣事業 ○父親ハンドブック改編 ○就労セミナー・就労支援事業 ○3人乗り自転車購入費助成事業 ○子ども基金創設・助成金事業 		<ul style="list-style-type: none"> ・子ども関連の福祉は、各分野にまがります。 ・生活保護の適用の他、経済的な負担の軽減として、その世帯の状況に応じて、就学援助費（義務教育中）、児童手当、児童扶養手当、育成手当等を支給しています。また、学童クラブ育成料の軽減、幼稚園児保護者への保育料補助、保育所保育料の減免等の制度を運用しています。 ・また、償還の必要がありますが、母子福祉資金貸付制度を運用しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭ホームヘルプ事業、 奨学資金貸付制度、 ホームビジター 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉相談窓口の開設（ワンストップサービスの確立。2014年度～）、就学援助事業（小学校認定率14.58%、中学校認定率22.18%） 	<ul style="list-style-type: none"> ・小金井市修学援助（奨学資金）受給者数・高校生等35人 ・大学生等3人受給率：高校生等89.7%（39人の応募に対し35人に支給）大学生等23.1%（13人の応募に対し3人に支給）
4 保健・食	<ul style="list-style-type: none"> ○離乳食教室 		<ul style="list-style-type: none"> ・権利条約第24条関連・各機関との連携を図るとともに、乳幼児医療、就学前児童医療、ひとり親家庭医療等子どもの受診・治療について、経済的側面から支援を実施しています。 ・母親のための産前産後についての健診等を実施しています。公衆衛生の他、育児に関して適宜の相談・指導の体制や乳幼児に関する健診体制をとっています。（乳幼児健康診査、乳幼児発達健康診査、乳幼児虫歯相談事業、予防接種、心理相談等） ・学校、保育所等にあっては、栄養士等の職員が職に関する指導・教育を実施しています。 ・市民向けとして、幼児食教室、離乳食講座、を実施しています。 	<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児健診、 妊婦・新生児訪問、 全小中学校での給食実施 	<ul style="list-style-type: none"> 子育て支援課内に女性・ひとり親支援担当の職員を増員。 放射能対策調整担当の設置（環境政策係と兼任） ・市民協働による放射線量測定 ・東京都貸与の測定器で小中学校・児童施設の空間線量測定 ・市内農作物や土壌・水道水の測定、空間放射線測定器5台の市民への貸出し事業。 HPVワクチン市内接種者への実態調査（2014年度・都内初）。 学校給食センターに放射能測定器を設置し独自調査と公表（HP・保護者への配布物）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校で自校方式による給食（放射能測定も行っている）・学校給食指針に「学校給食食材については、安全性を最優先します。」の文言が入った。また、「安全性の確保 イ放射能測定」に、下記の記載がある。食材の残留放射性物質検査を実施します。子ども達の健康のため、内部被ばくを避けるようにします。検査は、使用頻度・量の多い食材、放射能汚染傾向が高い食材を優先に行います。測定の下限値は、国の基準値より厳しくします。市は、検査の結果を公表し、下限値を超えた場合は、当面の間、当該食材は使用を控えます。再度検査し、下限値を超える数値がでなくなったら使用を再開します。

項目	調布市	日野市	昭島市	清瀬市	国立市	小金井市
5 放課後	○学童クラブの整備 ○ユーフォー（放課後遊び場対策）事業全小学校整備		・学童クラブ。放課後の児童に関して、原則小学校3学年まで、保護者の就労状況等を勘案して、保育を実施しています。学校休業中についても同様です。 ・放課後子ども教室を全小学校に設置しています。（地域の参画を得て実施）	全小学校で放課後子ども教室実施	学童保育事業（12カ所。小学3年まで。特別支援の子どもは6年生まで）。 放課後キッズ全校実施（週2回）。 アフタースクールサポート事業（放課後学習教室。2014年度～）。	・市内小学校9校での放課後子ども教室の実施 ・学童保育（障がい児の受け入れあり） ・児童館
6 居場所・遊び	○子ども体験塾（多摩・島しょ子ども体験塾）		・児童館 ・子育て広場（就学前乳幼児と保護者） ・つどいのひろば（3歳までの乳幼児と保護者） ・遊び場所として市内各所に公園、児童遊園、一時開放子どもの広場を設置しています。	児童館事業4カ所、全小学校に学童クラブ設置、中高生の居場所2カ所	城山地区里山プロジェクトにおいて常設プレーパークの開設	・児童館での中高生の居場所事業 ・小学校の校庭開放 ・友好都市三宅村（三宅島）への子ども体験事業 ・清里山荘での星空観察会などの体験事業・親子参加による広島平和の旅事業
7 子ども参加	○調布っ子夢会議（2011年度までは中学生によるディベート、2012年度からは小学5年生による「好きな調布の自然」のテーマで意見交換） ○青少年健全育成地区親善ソフトボール大会 ○多摩川自然情報館運営 ○東京国体（多摩国体）競技普及啓発事業		・市議会の傍聴。リーダー育成講習会、子ども議会（予定。小学生・中学生）・青少年フェスティバル（実行委員として企画・運営） ・こどもまつり（運営委員として企画・運営）	子ども会議（現在、休止中）	国立市青少年育英基金活用による ①青少年音楽フェスティバル、 ②平和事業・ヒロシマ訪問（事業決定に、子どもへのアンケート調査を実施。2014年度～）。	・児童館に意見箱を設置。児童館4館合同行事の企画段階から子どもの意見を反映し、運営・実施する。 ・児童館での中高生ボランティア・防災公園づくりや子どもの権利条例の策定などに際し、子どもワークショップの開催。
8 権利擁護・救済	○児童虐待防止センター事業 ○要保護児童対策地域協議会 ○「いじめや虐待のないまち」宣言 ○緊急一時養護・リフレッシュ支援事業（障害児の保護者のリフレッシュのためのショートステイ）。リフレッシュ支援事業：子ども家庭支援センターすこやか「すこやか保育」、理由を問わない、1歳～6年生、1日3人（1日最大6人の枠）、2時間まで500円、以降1時間ごとに500円。障害児については、子ども発達センターで		・第19条、第20条関連 ・DV・虐待等、種々の事情により困難を抱えている世帯の権利擁護のために、相談、援助を行っています。（虐待への対応、母子寮、一時的な避難、児童相談所との連携等）	いじめ悩み相談ホットライン	なし	・庁内の検討部会で検討中。
9 条例	(特記事項なし)	子ども条例を制定。	・本市ではございません。	なし	なし	・2009年3月制定 子どもの権利に関する条例
10 その他、特記事項	○（安全安心）「地域を見守るみんなの目」普及啓発事業（子どもの安全を見守る地域の目のポスター掲示、ステッカー配布） ○2013年7月～若者サポートステーション開設（NPO育て上げネット）	育成支援計画の中で、条例の主旨をどの事業においても活かすことを記載しています。しかし、具体的な事業へとはすすんでいません。条例に謳っている周年行事については、毎年、こどもまつりの中で条例の主旨を理解できるようなことを行っています。			・自転車安全教育事業（小学生と保護者対象の自転車教室。2013年度～） ・私立幼稚園等入園料補助事業（2014年度～） ・「国立市青少年育英基金条例」（2014年度～）	・子ども自身が相談できる場所や救済の仕組みが不十分である。 ・子どもの参画のまちづくりを進めることを提言している。 ・常設のプレーパークを市民協働により実施するための準備を進めている。

項目	小平市	立川市	西東京市	東大和市	福生市	武蔵野市
1 教育	<p>○市の教育のビジョンとして2013年度からの10年計画である小平市教育振興計画を策定された。計画の中身には「子どもの権利」という具体的な文言は盛り込まれず、ネットが求めてきた、権利擁護のしくみなどは盛り込まれていない。</p> <p>○小学校全19校の「第一学年」、「第二学年」に各1名の独自予算をつけてティーチング・アシスタントを配置し、学習指導の補助や小1プロブレム等への対応を図る事業を実施。通常学級での学ぶ権利の保障の一助となっている。</p> <p>○乳幼児から学校卒業後まで一貫した支援を行うため特別支援教育総合推進計画前期計画(2011年から2015年)を策定。通級学級の増設や通級の教員が巡回指導を行う特別支援教室事業を実施。2014年度からは、特別支援教育支援員が配置される。通級学級や特別支援学級、特別支援学校など学びの場所が増えることについては、一方で普通級での受容度が狭くなってきたとの捉えもある。インクルーシブ教育を実現するためには誰もが居心地のよい学級を目指していくことが大事。</p> <p>○スクールソーシャルワーカーの活用をすすめているが、来年度は中学校全校での配置が実現。</p>	<p>小中学校全校にスクールカウンセラーとハートフルフレンド配置。スクールソーシャルワーカーを教育委員会に配置(保育施策とあわせて)途切れ・すき間のない子ども支援=子ども未来センター内で子ども家庭支援センターと特別支援教育が連携、子ども・若者自立支援ネットワーク</p>	<p>教育計画策定における小中学生、青少年へのアンケート及びヒアリングの実施 不登校・ひきこもり対策「ニコモルーム」運営など</p>	<p>中学部活動に外部指導員・不登校対策としてサポートチーム・教育ボランティアの活用・スクールカウンセラー全校配置・道徳授業地区公開講座全校開催など</p>	<p>・SSW、スクールカウンセラーの配置 ・アドバイザースタッフ、登校支援、学習指導補助員等による個別ケアの充実・外国にルーツを持つ子どもたちへの、日本語習得、学習支援、進路相談・特別支援教室、通級指導学級の整備、個別支援ファイルでの個別支援の充実・就学前相談における、幼稚園・保育園と教育の連携・放課後・夏季休業中等の補習授業(自由参加)・学校適応支援室</p>	<p>① 帰国・外国人など日本語が得意でない児童生徒への支援(日本語個別指導・すてっぷルーム・配布物翻訳サービス・保護者懇談会)が行われており好評。</p> <p>② 武蔵野市でよく語られるのが「二極化」。なかなか有効な対策が見えない。</p> <p>③ 都のS Cの他に、市独自で全小中に週1回派遣相談員を配置。教職員に好評。</p>
2 保育	<p>○待機児問題が最大の課題となっていることから、親が安心して働くため子どもの生活の場としての保育施設の整備が市の施策の中心となっている。2年間で10園の認可園を増設したが、未だ待機児解消には至っていない。</p> <p>○一時保育、病児保育、病後児保育の実施。</p> <p>○保育園の民営化移行にあたっては、子どもの育ちや保育の質を確保するため保護者など市民参加での個別のガイドラインを作成。</p>	<p>発達相談窓口を子ども家庭支援センターに設置。保育園・幼稚園への巡回相談の実施</p>	<p>待機児解消対策、一時保育実施園の拡充 病児・病後児保育の実施・拡充など</p>	<p>保育所の第三者評価受審 32年ぶりに新規保育所開設により定員増 病児・病後児保育</p>	<p>・保育園、幼稚園への障がい児受け入れへの補助事業</p>	<p>① 市立幼稚園を廃園、2013年「境こども園」に改築オープン。2010年設立した公益財団法人「武蔵野市子ども協会」の事務所兼105名定員のこども園となった。</p> <p>② 待機児童対策は、J R高架化に伴った高架下利用(グローバルキッズ)、U R空き室利用のグループ保育(ワーカーズどんぐりも参加)、などで徐々に定員を増やしてきたが、2014年度も100名を超える待機児童が出る見込み。2014年2月、保育園増やし隊@武蔵野というグループが立ち上がり、認可保育園を求める署名集め・集団異議申し立てなどの活動を開始させた。</p>
3 福祉・貧困	<p>○小平市育英資金：小平市立中学校(以下「中学校」という)に在学し、経済的理由により進学が困難な生徒に、学資の補助として補助金(育英資金)を給付。</p> <p>○のびのび子育て応援：市内在住の生後6カ月(多胎児は1歳)までの乳児を養育し、同居人等から家事・育児の援助を受けられない家庭にヘルパーを派遣し、子育ての初期段階の身体的・精神的負担を減らし虐待を防止。</p> <p>○子ども虐待防止対応マニュアル：2011年に作成。2007年要保護児童対策地域協議会の設置により多数の関係機関との連携・協力をより強くしている中で子ども虐待の未然防止・早期発見のためマニュアルを策定。</p>		<p>生活保護家庭の若者対象ニート・ひきこもり対策「We」運営 など</p>	<p>養育支援訪問 要保護児童対策地域協議会開催 母子自立支援員による相談と支援</p>	<p>・障がい児入浴サービス</p>	<p>① 就学援助が、生活保護見直しに伴い切り下げられる可能性が高く、注目していく。</p> <p>② S S Wが小中12校に対し1名配置。専門性の高い方だが嘱託職員の位置づけであるため、勤務時間外の活動に制約がある・権限がない、などの課題あり。</p>
4 保健・食	<p>○小児初期救急体制の確保：健康センター1階の準夜応急診療所において、365日午後7時30分から10時30分まで小児科専門医及び内科医の2人の医師を配置し、小児救急医療に見合った医療器具を整備充実させて小児初期救急体制を確保。休日の急患に対応するため、小児科及び内科の応急診療を小平市医師会に、歯科の応急診療を東京都小平市歯科医会に委託。</p> <p>○公立保育園、学校給食の食材への安全性の確保：「給食用物資規格基準書」に基づき、遺伝子組み換え食品や化学調味料を極力使用しない。</p> <p>○給食食材の放射性物質検査の実施</p> <p>○JAとの連携による学校給食での地場野菜の活用</p>		<p>保健師による新生児全戸訪問、子ども向け料理教室を通しての食育 など</p>	<p>新生児全数訪問、乳児家庭希望者等訪問指導事業 ・乳幼児健診の充実食育推進ネットワーク会議開催 ・各学校の食育リーダーが中心となる産業祭に食育推進コーナー</p>	<p>・乳児家庭全戸訪問事業(訪問率82.4%) ・乳幼児発達健康診査・義務教育終了までの医療費無料化・心の健康 精神保健医の学校巡回 ・児童館 幼児・小・中・高対象の料理教室 ・喫煙防止教室・公立福生病院への、夜間小児救急外来開設(週2回)</p>	<p>① 2010年給食事業を一般財団法人に移行。質にこだわった給食と食育を提供。栄養士や調理師が各学校を巡回し、栄養指導と食の重要性を指導。一部の小学校にランチルームがあり、食を通じた授業や地域住民とのふれあいなどに活用。「食育」を全庁的なテーマとして捉え、給食・食育フェスタ、食育フォーラム、保護者向け試食会など活発にイベントを開催している。</p>

項目	小平市	立川市	西東京市	東大和市	福生市	武蔵野市
5 放課後	○学童クラブ：小学校内27か所で実施（2012年）、待機はださず受け入れている。3年前に指定管理者制度を導入し2クラブを1事業者が管理運営する。障がい児童の受け入れは一学童2名枠を超えた場合弾力的な受け入れ。しかし6年生まで利用できるための2名枠撤廃にはクラブ室の広さや指導員体制の問題がある。 ○放課後等デイサービス：これまで心身障害児通所訓練事業として実施してきたが、2012年4月法改正により名称変わる。3カ所の事業に運営費補助 ○放課後子ども教室：小学校区単位で実施。2007年度5校からスタートし2013年度に19校。来年度から中学校2校で実施予定（学習の場）。	放課後子ども教室を地域主導で小学校全校で実施。児童館の開館時間の延長、日曜開館の実施	学童クラブの分割・増設、放課後子供教室の実施	学童保育1カ所増 ・児童館のランドセル来館により学童待機児対策 ・放課後子ども教室の全小学校実施	・放課後子ども教室の小学校全7校、毎日実施（ふっさっ子のひろば） ・障がい児、放課後児童デイサービス・学童クラブ、ふっさっ子のひろばへの障がい児受け入れ	① 全児童対策として2002年から「地域こども館 あそべえ」があり、市立だけでなく私立国立の児童も利用できる。館長は嘱託職員の位置づけ。 ② 障害児の放課後対策が遅れており、2013年保護者からの陳情を全会一致で可決。2015年から市内3か所めの障害児の放課後の居場所が開設される見込みだが、それでもまだ不足。
6 居場所・遊び	○子ども広場：地域センター6カ所、週5日実施。乳幼児親子と小・中学生対象で子育て相談員配置。相談件数は増えていない。 ○児童館：3館の運営はH22年より指定管理者になる。民間になって利用増になる（特に中高校生利用） ○プレーパーク：子どもが自由にあそびを創造する場として、きつねっばら公園（土地区画整理地内）を開園し関係団体と意見交換を重ねる。市としてプレイリーダーの配置はない。 ○友・遊<子ども広場>：週5日制に対応して、公民館で土・日に、小・中学生、親子対象に学びの場、あそびの場を開設、異世代間交流の機会を設ける。職員、利用者、ボランティア等で運営委員会をつくる。 ○校庭の開放：小学校19校の放課後の校庭を市内在住の小・中学生、保護者付き添いのある幼児を対象に「遊び場」開放。監視員配置。	放課後子ども教室を地域主導で小学校全校で実施。児童館の開館時間の延長、日曜開館の実施。廃校を利用し、「みらいパーク」を設置。「ミニたちかわ」で子どものまちを体験。	地域子育て支援センターの設置、特化型児童館の建設、学校施設運営協議会への委託による遊び場開放事業・地域生涯学習事業の実施プレイリーダーの養成、市民企画提案事業を活用したプレイパークの実施 など	子育て広場3カ所目を開設 夏休み中の青少年の居場所として「みんなでつくる遊空間」を公民館で行う プレイパークができる雑木林確保	児童館での中高生事業 児童館での障がい児対象事業 プレーパークを考える会発足（市民と行政各課に亘るメンバー）	① 2011年開館した「武蔵野プレイス（図書館・青少年活動支援・市民活動支援・生涯学習支援の複合施設）」の地下2階が、「青少年活動支援フロア」として20歳未満の青少年に開放されており、試験勉強・文化祭準備など大変よく利用されている。 ② ①の音楽スタジオを利用する青少年が出演する「ミュージックプレイス（コンサート）」が3回目となり、好評。 ③ 2008年開園した「境冒険遊び場公園」は、市内唯一「自分の責任で泥んこ遊びやロープ遊びができる」プレイリーダーのいる公園で、好評。 ④ 2014年新規事業として「若者サポート事業」が開始する。吉祥寺図書館の一室を定期的に開放し、街なかで居場所のなげな若者を引き込み、今後の施策につなげる狙い。
7 子ども参加	○中高生と乳幼児のふれあい体験：子どもを産み育てる意義や命の大切さを実感できるよう、中学生、高校生が乳幼児とその保護者と交流できる体験の場 ○ボランティアの受け入れ：子育て施設（子ども家庭支援センター、児童館、保育園）で、小・中学生、高校生のボランティア活動や職場体験の受け入れによって、乳幼児とのふれあい交流を図る ○図書館体験学習・夏休み図書館ボランティア体験講座：小・中学生を対象に図書館の仕事体験をし仕組みや役割を学び、おはなし会の準備などをして小さい子どもたちの手助けする機会もつくる。 ○子ども教育フォーラム：市制施行50周年事業として、市立小・中学校の児童・生徒の代表が、グループワークを通じてまとめた意見を発表。	子ども委員会、中高生向けタウンミーティング、中高生しゃべり場（推進協議会企画）。夢たち応援団と協働で子どもの意見表明等を目的としたワークショップ開催	特化型児童センター建設における設計段階からの中高校生の参加、文化芸術振興推進計画策定における子どもワークショップの開催、第2次総合計画策定における子どもワークショップの開催など	社会を明るくする運動で中学生実行委員による意見発表会 いじめ防止シンポジウムでパネリストとして中学生が出席、ワークショップの進行役として活躍	・子ども議会（提案から、「輝け福生いきいき活動」を実施） ・青少年の意見発表会（中高生）	① 施策として位置づけられていない。 ② ある小学校保護者有志による「子どもがつくるまち むさしのミニタウン（子どもが実行委員。イベント通貨を使って物販や遊び体験。大人は当日はロープの内側に入れない）」が8回目となっている。有意義な取り組みだが、運営者の負担が大きく広がりが見えない。
8 権利擁護・救済	○学校でのスクールカウンセラーによる相談や、教育委員会の教育相談機関があるのみ。オンブズマンの提案をしているが市独自のしくみはない。	子ども支援ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）	2009年1月13日 子どもに関する相談機関の現状と課題（中間報告）	「チャイルドライン」や「子ども権利擁護専門相談事業の東京子どもネット」や「子どもの人権110番」の電話番号が載せてあるカードを小中学生で子どもたちに配布子どもの人権オンブズマンとして相談活動を月2回行ったが、2012年は相談件数0件	・子ども自身への、いじめ等の相談窓口の紹介・児童館 子ども会議（日頃考えていることなどの相談に対応）	① 特になし。
9 条例			2009年8月28日 西東京市子どもの権利に関する条例の策定（中間報告）（2011年度策定事業費凍結）	ない。一般質問の中では複数の議員が策定を求めてきている。		① 条例はない。 ② 「第三次子どもプラン」に権利という用語は全くない。庇護の対象として子どもを見ている状況。2014年度は「第四次子どもプラン」策定の年に当たるので、議会に取り上げていく。
10 その他、特記事項	○市の独自事業として年1回、子どもの権利条約普及推進事業を実施。企画委員を募集し、講演会、ワークショップ、パネルディスカッションなどを実施している。今年度はCAPを開催。	子どもに関する総合計画「夢育て・たちかわ子ども21プラン」を策定。子どもの権利の尊重を政策の第一目標に掲げている。本計画の推進協議会には、中・高生委員が参加している。計画策定を機に、市民側でも計画を推進しようと夢たち応援団が設置された。中高生委員を含む推進協議会のメンバーで、子どもの権利啓発冊子みんな知ってる？ 子どもの権利を作成。概ね5年おきに、自己肯定感調査を実施。市民の活動としてチャイルドライン。		子どもの視点でのまちづくりを提案し続けているが、未だに「子どもは保護する、青少年は指導する対象」とする考えが中心のように感じる。権利条例を提案できるような市民意識もまだ十分に育っていない。	・防災対策で、小中学校への児童生徒分の食糧備蓄 ・子育て支援サービスをまとめた小冊子「子育てハンドブック」冒頭への、子どもの権利条約批准についての記載。	第四次子どもプラン策定の前提となる、「子ども・子育て支援に関するアンケート（回収1,302通）」「青少年に関するアンケート（回収949通）」「ひとり親家庭アンケート（対象者636人に送付し回収247通。未婚含む）」を、昨年度に実施した。